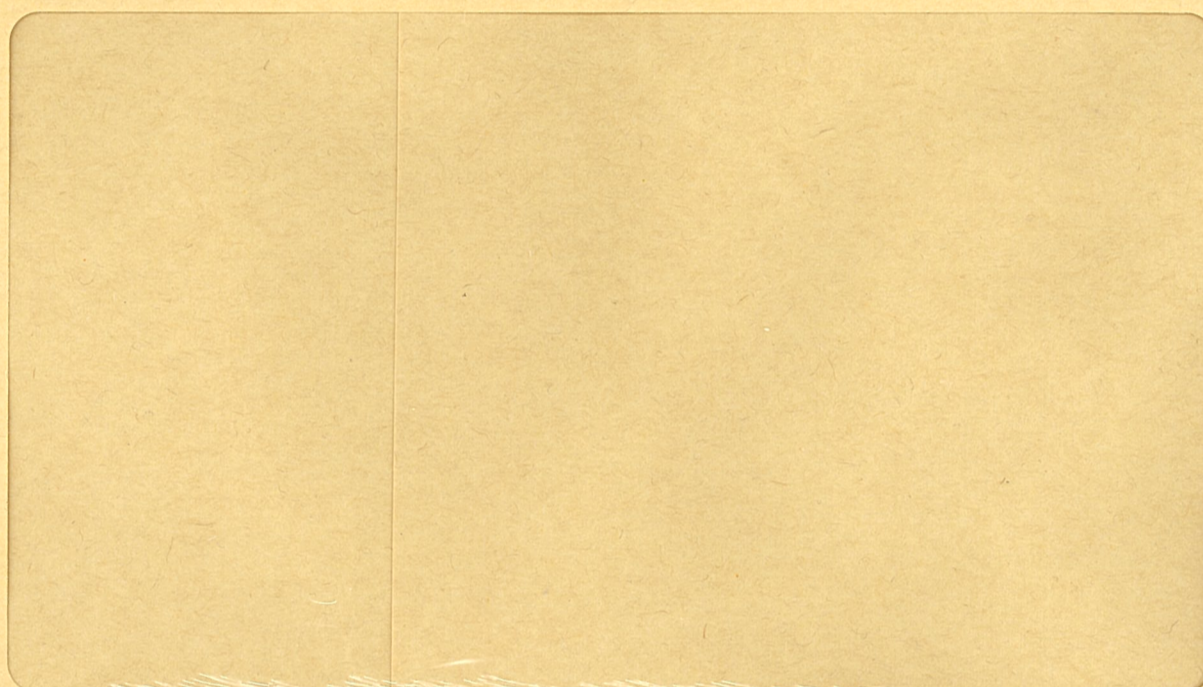


MF12

免税証交付関係書類在中

- この封筒に、書類を入れて保存して下さい。
- 免税証は、切り取ってご使用下さい。
- 免税証は、販売業者（スタンドなど）に預けないで下さい。
- あらかじめ登録された機械でしか免税軽油は使用できないため、機械を変更した場合は、直ちに書換申請を行って下さい。
書換申請を行わなければ、免税軽油を使用することはできません。



注意！！

- 免税軽油は、免税証に記載された販売業者からしか購入できません。（漁船・船舶は除きます。）
- 免税軽油は、免税証に記載された有効期間内でしか購入できません。
※余った免税証は、直ちに返還して下さい。
- 免税証に記載された数量より少ない量の免税軽油を購入する場合は、その差を免税証の余白に「〇〇リットル無効」と記載して下さい。
- 「使用実績書」、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を必ず提出して下さい。（ただし、業種が農業で、年間の免税証交付数量が、耕作証明書に記載されている面積の合計面積（単位：a）に、2.5（ℓ/a）を乗じた数量（単位：ℓ）以下の方又は300ℓ以下の方は、使用実績書の提出は不要です。）



詳しくは、**免税軽油使用実績書の記入例** **免税軽油の引取り等に係る報告書の取り扱いについて** をご覧下さい。